

医療情報取得加算に関する掲示

当院は、オンライン資格確認を行う体制を有し、マイナ保険証による診療情報取得または問診票等を通して、患者様の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関（医療情報取得加算の算定医療機関）です。

厚生労働省が定めた診療報酬算定要件に従い、下表のとおり診療報酬点数を算定いたします。

初診時	1 点
再診時（3か月に1回に限り算定）	1 点

※マイナ保険証の利用の有無に関わらず

今後も正確な情報を取得点活用するため、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご理解とご協力をお願いします。

くまもと芦北療育医療センター

センター長 木村 明彦